

商品売買の記帳方法を

仕訳で比較

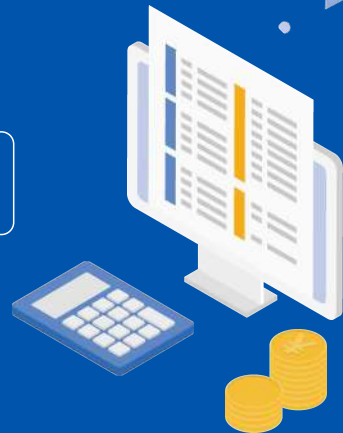
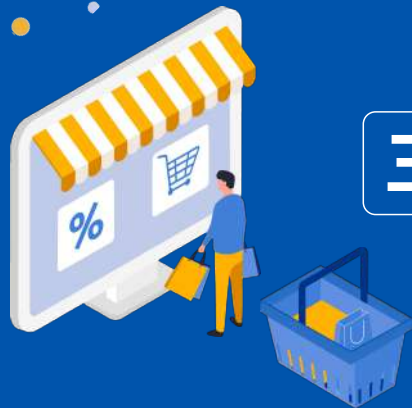
三分法

分記法

売上原価対立法

※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年6月作成時点のものであり、変更される可能性があります。
ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。



商品売買の記帳方法、どれを選ぶ？

商品売買の仕訳には、代表的な方法として「三分法」「分記法」「売上原価対立法」の3つがあります。どの方法でも最終的な利益額は同じですが、**使う勘定科目や仕訳のタイミング**が異なります。自社の業種や取引量に合った方法を選ぶことが、日常業務と決算をスムーズに進めるカギです。

3つの記帳方法 — 勘定科目と流れの違い

三分法

「仕入」「売上」「繰越商品」の
3勘定で記帳

多くの企業が採用する方法です。仕入時は「仕入」、販売時は「売上」を計上します。ただし期中は売上原価がわからないため、決算時に「繰越商品」を使った決算整理仕訳が必要です。小売業のように商品数が多い業種に向いています。

分記法

「商品」「商品売買益」の
2勘定で記帳

販売のたびに原価と利益を分けて記帳します。決算整理仕訳は不要ですが、売上の都度「商品売買益（売価－原価）」を算出しなければなりません。取引件数が少なく単価が高い業種（不動産業・貴金属販売など）で採用される傾向があります。

売上原価対立法

「商品」「売上」「売上原価」の
3勘定で記帳

分記法の発展形ともいえる方法です。販売時に「売上」を計上すると同時に、商品勘定から売上原価勘定へ原価を振り替えます。売上高と売上原価がリアルタイムで把握でき、決算整理仕訳も不要です。一方、販売のたびに原価の把握が必要なため、日々の仕訳の手間は増えます。製造業（工業簿記）では、これに近い考え方が広く使われています。

ひと目でわかる比較表（三分法・分記法・売上原価対立法）

	三分法	分記法	売上原価対立法
勘定科目	仕入 / 売上 / 繰越商品	商品 / 商品売買益	商品 / 売上 / 売上原価
仕入時	仕入（費用）で計上	商品（資産）で計上	商品（資産）で計上
販売時	売上のみ計上	原価と利益に分けて記帳	売上計上＋原価を売上原価へ振替
決算整理	必要（しーくり・くりしー）	不要	不要
原価把握	期末まで不明	販売の都度わかる	販売の都度わかる
向いている業種	小売業など取引数が多い業種	不動産・貴金属など高額少量の業種	製造業・リアルタイム管理を重視する業種

仕訳で比べるとどう違う？

前提

商品10,000円を現金で仕入れ、そのうち5,000円分（原価）を8,000円で現金販売した場合

■ 仕入時

方法	借方	貸方
三分法	仕入 10,000	現金 10,000
分記法	商品 10,000	現金 10,000
売上原価対立法	商品 10,000	現金 10,000

■ 販売時

方法	借方	貸方
三分法	現金 8,000	売上 8,000
分記法	現金 8,000	商品 5,000 商品売買益 3,000
売上原価対立法	現金 8,000 売上原価 5,000	売上 8,000 商品 5,000

■ 決算時（期末在庫5,000円の場合）

方法	借方	貸方
三分法	繰越商品 5,000	仕入 5,000
分記法	仕訳不要	-
売上原価対立法	仕訳不要	-

自社に合った方法を選ぶポイント

✓ 商品数が多く日々の仕訳をスピーディに済ませたい ▶ 三分法

✓ 取引件数は少ないが1件あたりの金額が大きい ▶ 分記法

✓ 月次でリアルタイムに利益を把握したい ▶ 売上原価対立法



原価計算の仕組み（ERPや販売管理システム）が整っているなら、売上原価対立法の導入ハードルは大幅に下がります

なお、記帳方法の選択にあたって法令上の制約は特にありません。企業の実態に合った方法を選択し、継続適用することが大切です。

近年はクラウド会計ソフトや販売管理システムの普及により、売上原価対立法のように都度原価を振り替える方法も導入しやすくなっています。迅速な経営判断が求められる場面では、リアルタイム性を重視した方法の検討もおすすめです。